

## 国・県の過剰関与に関する論点メモ（ラフスケッチ）

2007.1.23 研究会議事務局

## 【論点1 過剰関与はなぜ起きるか】

## 1 技術的助言及び勧告の拡大解釈

改正地方自治法では、「関与法定主義」を明記したため、個別法に規定がない一般的な関与についても必要に応じて可能となるように、第245条の4に「技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求」を設けた。

しかし、アンケート調査でも報告されたように、「根拠無く」「電話で」「何に使われるかもわからず」助言・勧告・資料の要求がなされている実態がある。

〔解決の方法として考えられること〕

可能な限り市町村に権限と財源を位置づける（二重行政の解消）

過剰関与を受けたと感じた場合の県と市町村共同による通報窓口の設置

国や県の職員教育の徹底（例えば対等人事交流の機会を増やすなど）

〔その他アンケート調査等で見られた意見〕

国や県は積極的に関わってほしいときに関わらなくなっている

やはり指導はほしい

## 2 補助金の存在

三位一体改革の主眼は、「地方の裁量・自由度」を高めることであり、そのためには、3兆・4兆よりも、どれだけ国庫補助負担金が「廃止」されたかということが重要であった。

しかし、実際に「廃止」されたものはわずか1兆円に満たないほどであり、残りは負担率の切り下げなど単なる縮減とされており、国の関与の余地が残された。

〔方針〕

第二期改革改革を確実に進めること

〔その他〕

改革に乗じて、例えば地場産業などの補助金は企業・団体への直接交付とされたことにより、県や市町村が関われない状況を作り出し、地域づくりを阻害しているという問題がある。これは、国と地方の役割分担を定めた地方自治法第1条の2に照らして問題があると考えられる。

## 【論点2 各種計画の作成義務】

市町村は、法令や条例さらには補助要綱等によって多くの計画を作っている現状があるが、計画には重複や不要なものも多いと考えられ、一つの過剰関与として考えていくべきではないか。